

## 12月2日以降の保険証の取り扱い等について

保険証は令和6年12月2日で発行終了ですが、令和6年12月1日以前に発行の保険証は有効期限の令和7年7月31日まで使用いただけます。

なお、有効期限までにマイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーカードを保険証として利用する申し込みをしていない方は、申請していただくことなく「資格確認書」を送付します。(令和7年7月中を予定)

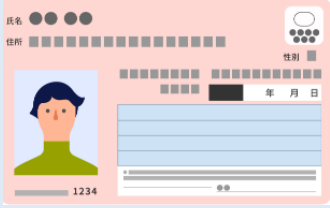
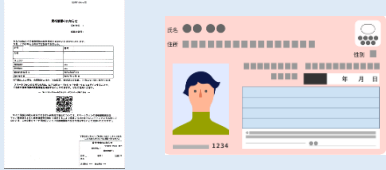
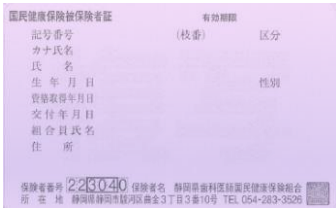

また、令和6年12月2日以降に届出がされる①新規加入者②住所又は氏名変更の届出者③保険証紛失・再交付申請者には、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

令和6年12月2日以降に70歳を迎えられる方には、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を発行せずに、自己負担割合を記載した「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

**※被保険者証の廃止後も資格取得・喪失、住所・氏名変更等の手続きは今までどおり必要です。**

資格喪失の届出の際には、「被保険者証」又は「資格確認書」の添付をお願いいたします。

マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法等

	受診方法	取得方法	有効期限
マイナ保険証をお持ちの方	<p>マイナ保険証</p> 	<p>マイナンバーカードの入手後、本人がマイナンバーカードの保険証利用登録を行う</p>	<p>なし</p> <p>※マイナンバーカード本体は10年、電子証明書は5年で更新手続きが必要</p>
	<p>資格情報のお知らせ+マイナ保険証 (※マイナ保険証が使用できない医療機関等で受診する場合)</p> 	<p>「資格情報のお知らせ」は令和6年12月2日以降の資格取得時、住所・氏名変更届出時など、マイナ保険証をお持ちの方へ当国保組合から送付</p>	<p>※当国保組合は、「資格情報のお知らせ」を毎年7月中に更新分を送付</p>
マイナ保険証をお持ちでない方	<p>静岡県歯科医師国民健康保険組合の国民健康保険証</p> 	<p>資格取得時に当国保組合が発行 ※新規発行は、令和6年12月1日で終了</p>	<p>令和7年7月31日</p> <p>※有効期限後は、申請いただくことなく「資格確認書」を7月中に送付</p>
	<p>資格確認書</p> 	<p>令和6年12月2日以降の資格取得時、住所・氏名変更届出時など、マイナ保険証をお持ちでない方へ当国保組合が職権で発行</p>	<p>※当国保組合は、毎年7月中に更新分を送付</p>